

## 持続可能な調達ワーキンググループ（第11回）

### 議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成28年10月31日 月曜日 9:30～12:30

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

#### 1. 本日の議事その他について

（事務局）まずは労働関係のヒアリングを行う。次にサプライチェーン管理に関するヒアリングを行う。その次に苦情処理システムについて説明したい。最後に、前回できなかった水産物の基準に関してご議論いただく。

#### 2. 労働関係のヒアリングについて

（事務局）資料2-1から2-4。前々回のWGでは、一度、国際的な労働課題や外国人技能実習生の制度等についてヒアリングを行ったところだが、引き続き、労働分野についてヒアリングしたいとの御意見があったので、再度セットした。今回は4人の方をお呼びしている。自由人権協会の旗手明理事からは国内の外国人労働者の問題について御説明いただく。次にジェトロのアジア経済研究所新領域研究センターの山田美和法・制度研究グループ長に海外の外国人労働者の問題について御説明をお願いする。3人目は、ILO日本事務所の田口所長から労働問題に対する企業の取組事例をご紹介いただく。最後に厚生労働省労働基準局監督課の奈須川監察官から国内の労働法令違反への対処の仕組みについてお聞きする。なお、今回のヒアリングの目的は、労働の観点で国内外にどのような課題があるのかを把握した上で、調達主体として、人権侵害行為等がある製品を買わないためにどのようなことに注意すべきか、どのような確認方法があり得るのか、といったことについてのヒントを得ることにある。技能実習生の制度や移民政策の是非を議論する場ではないので、その点御確認をお願いしたい。

- ・国内における外国人労働について、公益社団法人自由人権協会理事の旗手明氏から資料2-1に沿って説明
- ・国外における外国人労働について、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター法制度研究グループ長の山田美和氏から資料2-2に沿って説明
- ・企業の取組事例について、ILO駐日事務所駐日代表の田口晶子氏から資料2-3に沿って説明
- ・労働基準監督の仕組みについて、厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監察官の奈須川伸一氏から資料2-4に沿って説明

(秋月) 今のご説明に対して御意見・御質問をお願いします。

(富田) 厚生労働省と旗手氏にお聞きしたい。申告の件数について、外国人実習生からの申告の件数がわかれば教えてほしい。旗手氏にお聞きしたいのは実際外国人技能実習生自らに問題等が降りかかってきた場合、一般的にどういったところに申告するのか。今説明があった厚労省の仕組みが使われているのか、それとも他のところに申し立てをするのか。

(奈須川) 技能実習生の申告件数については、旗手氏の資料 2-1-2 に厚生労働省が記者発表した資料があり、そこに申告状況が記載されている。平成 27 年では 89 件となっている。

(旗手) 技能実習生は外との連絡が取りづらい状況に置かれている。携帯電話の使用を禁止している、日本人と交わってはいけないなど、訴えようにもなかなか手段がないことが多い。現状で国際研修協力機構 JITCO という組織があるが、ここに相談すると使用者側に情報が伝わり、強制帰国で帰らされてしまう事案が起きているので、安心して JITCO に相談できないという状況がある。そこで、支援団体の人の携帯電話に、全国から連絡が入るようなことにもなっている。また、今年に入ってからベトナムの技能実習生が急増しているが、言葉の問題等もあり、支援も追いついていない面がある。その結果、ベトナム語はできるが技能実習制度に詳しくない人に連絡が入り、その人からの間接的な情報により把握するという状況も生まれている。

(土井) ニュースで見た限りだが労働局が 2015 年労働基準関係法令の違反で技能実習生に関連して見つけたのが 3695 事業場で、2003 年以降記録している中では最多とのことだった。これは労働局が頑張っていることの裏返ししかと思うが、旗手氏の資料 2-1-1 の 8 ページで不正行為の内容があり、省令で不正行為が規定されており、法違反行為として入管法上で規制をしている現状である。しかし賃金等の不払い等が現実にはあるので、労働基準監督署が摘発していると推測する。入管法で禁止をしているが、現実としては不正行為が横行している現状があると思う。労働基準監督署にも頑張ってもらい、違反件数を減らしていくことは重要と思う。ただしゼロにはできないと思う。東京五輪の観点からすれば、そういった違反物品等が入ってこないようにゲートキーパー的な措置をとることが重要であると思う。そうすると調達コードに入管法に書いてある不正行為を行った物品やサービスを受け入れないと規定していくことが最低限必要なことだと思う。更に入管法の基準省令に抜けていることがあれば、調達コードに付け加える必要があるかという点を旗手氏に伺いたい。また、入管法の改正が審議されているとのことだったが、改正されても違反は起こってしまうであろうから、調達コードで未然に防ぐ活動が必要であると私は考える。法改正によって違反がゼロになるのであれば、調達コードでゲートキープする必要はないという議論もありえると思うので、入管法改正が実現すれば違反がゼロになるのかも確

認したい。調達コードで違反行為を定めたとしても、企業としてサプライチェーン上でそれをどう探していくのかについて、人権デューディリジェンスを行っていくことが必要であり、そうした条項をコードに入れ込むことが必要。それをしっかりやっ  
ていけば東京五輪の良いレガシーになるのではないか。世界で非常に批判されている分野なので、東京五輪のおかげで良くなったと言われるようなコードにできれば  
と思う。

(富田) 先ほどの質問の続きになるが、労働基準監督署に申告する際に、中国語やインドネ  
シア語を使う人が申告した場合、受け付けられる状況になっているのか。旗手氏に確  
認したいのは JITCO に行った時に問題が発生する可能性があるとの話だったが、安  
全なのかそれともリスク的には問題ないのか教えてほしい。山田氏にも質問だが、デ  
ューディリジェンスの概念での説明にもあったが、組織委員会が作成した調達コー  
ドの中身を見て、国際的な視点から見て、どんな視点を入れておくべきかアドバイ  
スがあれば教えていただきたい。

(小西) 旗手氏の資料 2-1-3 の 2 ページの団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行  
為」機関数について、農業・漁業関係が建設関係の数より大きいことが意外だった。  
漁業などは個人経営が多いと思うが、具体的にはどういったものがあるのか。

(土井) 山田氏の説明の中にスポンサーへの言及があったが、スポンサーにも調達コードを  
適用するということがリオのコードに明記されていたと聞いている。東京のコード  
がスポンサーにも適用になる必要があるのではないか。透明性、情報開示が必要だ  
という話があったが、そういったものを加えていくべきだと思ったので、どういた  
たことを加えていく必要があるのか考えがあれば聞きたい。タイの水産物加工品の話  
があったが、そういったものが入ってきた場合、しっかりブロックできるコードに  
なっているのか不安があり、ブロックできるのかということを手田先生も含めてケ  
ーススタディ的に検討してはどうかと思った。

(旗手) 農業・漁業関係が多い件について。いくつか原因があり、零細事業や家族経営が多  
いこともあり、そもそも「労働契約」という概念が分からない。人を雇う意味がわか  
らず、近代的労使関係が理解できていないことが原因の一つ。農業や水産業は労働基  
準法の中でも労働時間の規制について基本的に外されている。深夜業の規制は法の  
対象だが、それ以外の休日、休憩、労働時間等が外されている問題があり、そうい  
うことも影響している。農水省から労働基準法に準拠するようという通達は出てい  
るが、なかなかそれが徹底しなかったり、悪意の監理団体、事業主などは通達を重  
視しなかったりという問題もある。今ベトナムが増えているという話をしたが、外  
国人向けの相談窓口は労働局で 23 ヶ所、労基署で 12 ヶ所ある。だがここは 5 か国語  
対応で、相談ダイヤルも英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語の 5 つ。  
京都だけはフランス語も入っているが、ベトナム語での対応は基本的にできてい  
ない。労働条件通知書や労働基準法に係るパンフレットについてはベトナム語対応の

ものもあるが、直接相談できる窓口がないのが現状。土井委員の質問については、資料 2-1-4 に入管法の上陸基準省令の中で「技能実習」に関わる部分を載せているので参照していただきたい。技能実習生の意思に反して帰国させる「強制帰国」については、「人権を著しく侵害する行為」という表現に含まれるが、これは技能実習生が権利主張すると即日や翌日に空港まで無理やり連れて帰ってしまったたり、何か言ったら国に帰すぞと脅し文句で押さえつけるということ。非常に重要な問題なので、省令に明記するよう法務省には要請をしているが実現されていない。今回の技能実習法案が出る前の段階で「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」の議論があったが、強制帰国については議論されていない。また、摘発もされておらずゼロ件である。強制帰国の事案について裁判所にかかっている事例もある。一つは妊娠をしたので強制帰国をされそうになり流産をしてしまったという事例。こういったケースについても法務省は不正行為認定していない。強制帰国については資料 2-1-1 の 9 ページに「罰則規定の適用関係」という表があるが、技能実習法案には強制帰国に関する罰則規定がない。また、送出し機関に対しては一切罰則規定が適用されない。先程の説明で大きな穴があると言ったのはこれらを指している。

(奈須川) 外国人実習生からの申告受付体制について、旗手氏から話があったが、補足すると対応しているのは確かに 5 か国語で労働局と監督署すべてに配置しているわけではないが、相談員が配置されていない監督署に相談が来た場合でも、相談員が配置されている監督署もしくは労働局に電話をして、その電話を介して通訳してもらうことで対応している。また、相談ダイヤルは各言語 1 本の電話番号を使ってそこに電話すれば相談員がいる労働局もしくは監督署に直接つながることになっている。

(山田) 今の労基違反の話聞いて、スポンサーや調達をやろうという方はこの状況を放置することのリスクを認識すべきと思う。土井委員がゲートキーパーという話をしていた。先程日本企業のリスクという話をしたが、米国は連邦政府自体が調達規則の中にこういったことを入れ込んでいる。また、英国では現代奴隷法によって企業は人権デューディリジェンスについて公開しなくてはいけないという法規制が導入された。米国も英国も政府としてこれをやらないとビジネスにとってリスクになるというシグナルを出している。ところが日本ではそのシグナルが出ていないということが逆に企業にとってリスクになっている。そういった意味で東京オリンピックとしては「こうだ」というシグナルを出す役目があると思う。はっきり言ってこれをやったからといって違反の問題や人権侵害が即座に無くなるとは思えないし、人権侵害そのものの問題が調達コードのせいだとは有り得ないわけだが、少なくともやらなければいけないのは、どういったことをオリンピック組織委員会として考えているのかという事をこの調達コードを通して世界に発信することである。どういった事を入れ込むかは、昨年の G7 エルマウサミット声明のなかで責任あるサプライチェーンが施策の課題として挙げられていたことが大きな示唆をもつ。そこでは民間部門がサ

サプライチェーンにおいて人権デューデリジェンスを履行するというを政府自体が支援していこうということが合意されている。日本の政府は今のところ反応していないが他の G7 各国は政策として取り組んでいる。人権デューデリジェンスをやっていくという必然性は日本企業の方々、グローバル企業の方々、中小企業の方々もわかっている人はわかっていると思うので、そういったものを調達コードの中に入れ込んでいくべきである。それからやはり人権デューデリジェンスで重要なのは、情報開示、透明性ということなのでそのキーワードを入れ込んでいくということだと思う。土井委員がスポンサーにもかかるようなコードにとっていたが、コードをどう書けるかというワーディングは即答できない。ただ少なくともスポンサーというのは、この調達のあり方自体をスポンサーしていることになるので、スポンサー企業としての姿勢や責任というものが問われてくると思う。

(事務局) スポンサーへの調達コードの適用の関係について、組織委員会がスポンサーから調達する物品、サービスについても対象とするつもりであり、それについては去年からの議論で整理されていると認識している。

(秋月) ヒアリングにご協力いただいた 4 名の方には感謝する。私個人としては人権リスクが企業リスクになるという事を企業の方に伝え、啓発していくことが大事だと感じた。

### 3. サプライチェーン管理に関するヒアリング

(事務局) 資料 3。担保方法に関しては、WG でもすでに何度かご意見を頂戴しているが、サプライチェーン管理の関係で企業の相談などにも乗られていて実務の面でも詳しい専門家として真和総合法律事務所の高橋大祐先生をお呼びしている。高橋先生には、日本の企業文化を踏まえつつ、サプライチェーン管理を効果的に行うためのポイントをご紹介いただく。その後、質疑・意見交換の機会を設ける。

- ・ サプライチェーン管理について、弁護士高橋大祐氏から資料 3 に沿って説明

(秋月) 今のご説明に対して御質問・御意見があればお願いしたい。

(土井) 資料 4-1 の調達コードの素案の中で 9 ページ (4) がサプライチェーン管理になっている。先生が言っていたことをコードの中に入れ込まないといけないと思う。持続可能性の点からしっかりしたものであり、かつ企業が対応可能なコードにするために、どのようにしたら良いか。

(富田) 資料 4-1 の素案の 8 ページの担保方法について先生の意見を聞きたい。調達コードをいかに遵守してもらおうかという観点からすると、素案の中にコミットメントで誓約書というプロセスがあり、関連情報の提供の準備、モニタリングへの協力といった項目が提案されている。先程の説明での色々な考え方があるということは理解した上で、あまり極端な負荷をかけるというわけではないが、もう少し法的な意味での

確実性を担保するという現実的な意味で変更した方がよいという所があれば意見をいただきたい。

(土井) 9 ページのスライドの説明の中で普及啓発をしっかりとやっていくことが大事という指摘があった。杉浦局長の時代だったかもしれないが、東京五輪事務局として、調達コードの内容をしっかりとするだけでなく、それを各国の労働現場に普及周知させる点で、ロンドン五輪などこれまでの五輪を超えて前に行きたいという意気込みがあった。非常に重要な取り組みだと思う。東京五輪でできることがあるか。日本的企業文化の是正的改善を働きかけるという事について。契約が解除されるだけでは人権上良くはないので、是正改善が求められることが重要だと思う。ロンドンのコードと今の検討中の調達コードの改善措置を比べてみたが、ロンドンでは改善の内容・手続きを具体的に書いている。東京コード案は改善を求められた時は取り組む、報告するとなっているだけで、何をやったらよいかわからない内容になっていると思う。改善に力を入れるということであれば、ここの内容を豊かにして、改善する方される方にとっても具体的にやりやすい、そして実際に改善ができるもようなものにしていかなければならないと思うがどうすればよいか。CSR 条項について、検討中の東京調達コードのたてつけは、1 次サプライヤーがこのコードを守っている。また、1 次サプライヤーがその下のサプライチェーンにコードを守らせるというもの。私から見ると 1 次サプライヤーがサプライチェーンに要求する内容になっていることから、CSR 条項などの合意によりサプライチェーンに対して法的義務で落としていくことが求められているようなコードだと思っている。何もしていないと 1 次サプライヤーがサプライチェーンに求めたことにならないのではないのか。そういったこと含めて CSR 条項を具体的に入れていかないといけない枠組みになっているので、具体的にどういう風にやっていくべきかということをおアドバイスいただけたらと思う。

(富田) 高橋先生の話の中で欧米型のトップダウンというのはあまり馴染まないのではということで、色々な考え方がある中で日本的な共生という概念も非常に重要な概念かと思う。その観点の関係もあるかと思うが、従来の考え方はお金をもらう側が基準を守るという一点に集約されてきていた気がする。本当に物を買う側がきちんとしなくてよいかという印象もある。実務的にサプライチェーン管理をやっていたことがあり、サプライヤーにお願いするのであれば、自社もやらないわけにはいかないということで、基本的には同じ基準をアプライするとうことを原則としてやっていた。それを翻って言うとスポンサーについて、スポンサーが直接この取引に関係してくるわけではないが、組織委員会とある意味一心同体ということから、スポンサーがサプライヤーになればコードが適用になっているが、それだけで本当に十分なのか。実際こういった仕組みを考える上でレジティマシーが保たれるのかという視点からすると、スポンサーはきちんと会社が多いので、そういった所に率先してリードして

もらうことが大事なのではないかと思う。そういった観点から調達コードの仕組みを作っていく上で、スポンサーにこのコードを守ってもらうことの是非についてコメントをお願いしたい。

(小西) 資料の13ページに努力義務か法的義務かの二者択一ではなく、様々な遵守のレベルのメニューがあると書いてありそのとおりだと思う。今検討中の調達コードは努めなければならないという表現が多いのが現状。東京オリンピックの遵守コードが努めなければならないでよいと思うか。

(高橋) 担保方法の書き方をどうするかという点。また、どうコードを普及していくのか、改善措置をどのような形にするのか、CSR条項をどう導入するのか、スポンサーについて遵守をしてもらうべきなのかどうか、努めなければならないという文言についてどう考えるのかについて答えていきたい。担保方法の書き方については弁護士の観点からの参考意見として聞いてもらえばよい。どういった形でコードを遵守するのかということについては、コードの遵守事項がかなり広い分野に及んでいて各企業によってどこに重点的に取り組むのかが違ってくるので、自社でリスクの高さを評価した上でリスクの高さに応じて遵守をしてもらうとよいと思う。また(3)の伝達のところで「自社内の関係する労働者に伝達する」といったことが書かれている。サプライチェーン全体を通じた問題意識の共有という観点では、伝達するのは労働者だけでなく、経営者を含めた役職員やサプライチェーンの方々に対しても伝達をするということが、共同取組に基づく底上げに繋がるのではと思う。また、(4)関連情報の提供準備について、何等かの形で取組状況を記録化することが情報の提供準備としてあると思う。記録化というのは透明性を図るためにも重要だが、企業としてリスクに応じた遵守をしっかりしているということが説明できるリスクマネジメントの面でも重要である。記録化を「しなければならない」とするか「すべきである」とするかについては意見が分かれるかもしれないが、記録化自体は重要だと考える。また、(7)のサプライチェーンの管理について今の検討案を見ると一文目が「働きかけに努めなければならない」と書いてある一方で、二文目が組織委員会から遵守状況の確認や改善要求等を行う必要がある場合にはこれに「協力しなければならない」と書いてある。一文目が努力義務である一方で、二文目が法的義務になっていて少し違和感がある。ただし企業側の懸念として理解できるのは、「働きかけをしなければならない」と書いて本当にできるのかということと正直不安がある。そういう観点からすると、やはりリスクの高さに応じた働きかけであったり、それを「しなければならない」にするか「すべきである」にするのかについては委員の皆様で議論してもらうことが重要であると思う。その中で共同取組やモデル条項といったオプションもあるので検討してもらえばと思う。企業側をアドバイスしている観点から企業側の懸念としては、サプライチェーンの末端や一部で何等かの問題があった場合、一次サプライヤーがすぐに契約解除されないかということを非常に懸念している企業が多いと

思う。仮にサプライチェーンにおいて不遵守があったとしても企業がリスクの高さに応じて適切に働きかけを行った場合には、すぐに重大なコードの不遵守にはみなされないということで契約解除には至らないとする。そして、契約解除に至る前にしっかりと是正を働きかけてもらう、そういうような形で協力してもらうことも企業側の懸念に応えるということから重要だと思う。ただし、あくまでも参考意見であることから委員の皆様の中で検討してもらえばと思う。コードの普及に関してどんなことができるかという点だが、単に一次サプライヤーに対してコードを守ってほしいということをお話だけでなく、サプライチェーンの下層部には様々な中小企業や新興国の企業の方々がいることを前提に、そのような方々に対しても調達コードについてどういう形で遵守ができるのかということの実務的なレベルでのガイドをしてもらうことが重要だと思う。そういうことが全体の底上げにも繋がってくる。CSR条項について。モデル条項を提示するとしても、どういう形で入れるか、どういう内容にするかについては企業のリスクの高さや企業の状況に応じて異なってくると思う。共同取組を前提としたモデルがあることで「こういうモデルがあるから一方的な押しつけはやめてほしい」「こういうモデルがあるので、何もしないことは問題があるのではないか」といったバイヤー、サプライヤー双方にとってのガイドになる。そういうようなモデルを示してあげることが有用な方法の一つだと思う。これを使わなければいけないということではないがオプションの一つとして考えてはどうか。改善の措置について、検討の基準案の8ページの担保方法の(6)に関係すると思うが、ここをどこまで明記するかについてだが、欧米ではコードや規則のドキュメンテーション、つまり文書化を詳細に行っているの、欧米と日本の状況が違うというところは否定できない。ただコード自体は海外へ発信され、海外のNGOや政府関係者が見ることを考えると、ある程度説明できるような形にしておくことは重要ではないか。スポンサーにどういう形でコードに配慮してもらうかという点についてだが、非常に難しい問題だと思う。日弁連のモデル条項でもバイヤー、サプライヤーの双方がCSR調達基準を遵守する、つまりサプライヤーだけにすべて責任を押し付けるのではなく、バイヤー側もこの調達基準を遵守することを前提に、自社の取組はサプライヤー全体に広めていくために条項を入れていくということを明確にしている。そのような信念からすると、1次サプライヤーのバイヤーである組織委員会及びそのスポンサーが調達コードの遵守に向けて取るリーダーシップを発揮してもらうことは非常に重要だと思う。ただ、スポンサーとしてどこまで遵守をするかという点について、法的義務まで課せるかという点ですでにスポンサー契約を結んでいる状況もある中で難しいと思う。ただプリンシプルベースでの原則であれば、スポンサーはグローバルに活躍している企業であるので既にこういったサプライチェーンの取組は現実的なレベルでは実施していると思う。そのため、スポンサーをコードの対象としたからと言って直ちに大きな反発があるとは思わない。プリンシプルベースの原則とし



て遵守を働きかければたとえ仮にコードとは違う例外的な措置を取っていたとしても、それを説明できる形にしておけば問題ないということで受け入れやすいのではないかと思う。「努めなければならない」という条項が多いという点について、私も事前にコードを見た中では多い印象を受けた。弁護士の視点からみて「努めなければならない」だと自主的な取組で問題ないと思ってしまう。ただし、この「努めなければならない」対象の目標がかなり高いレベルに設定されているので、もう少し低いレベルで「すべきである」「しなければならない」という内容にしつつ、目標として「努めなければならない」という積極的な取組を入れていくということが重要なのではないかと思う。ただし、そこで非常に重要な区別のポイントとしてはネガティブな負の影響を防止すること。マイナスな影響が生じそうなもの、また、それに加担しそうなものについては、「してはならない」や「しないようにすべきである」「そうならないような措置をとるべきである」というような記載をすることも重要だ。一方、マイナスの影響を超えてプラスの影響を企業に働きかけてほしいというものについては、企業ごとの状況によって違うと思うので、「努める」ととどめるということも考えられると思う。少なくともネガティブなインパクトに加担するものでないというところについては「しなければならない」「してはならない」という一段階高いレベルで書き、さらにプラスアルファの取組については「努めるべきである」と書くことで、このコードの規範性が高まってくると思う。

(青山) 努力義務と義務については先生のおっしゃる通りだと思う。一律にどう書いたらよいというものでなく内容によってだと思う。今日話を参考にしながら検討し、未来は未来としてあると思うが、現実的に動く仕組みにする必要があると感じた。

(秋月) ネガティブなことを防止し、より高い所を目指す対応を求めるということで事務局で検討していきたいと思う。本日は貴重な説明に感謝する。

#### 4. 苦情処理システムについて

(事務局) 事務局より説明。資料は4-1から4-3だが、4-2を中心に御説明したい。調達コードの中では、基準の設定だとか担保方法としての事前・事後のチェックといった仕組みを入れているが、さらにそれらの補完として調達コードの不遵守に関する苦情や指摘があった場合に、これを適正に処理する「苦情処理システム」を整備する予定でいる。基準を設定した上で、事前・事後のチェック等の担保方法により遵守の確保を図るとしているが、それでも全てチェックできるわけではないし、問題が起きたときの受け皿となる仕組みが必要とのことで、苦情処理システムを設置することとしたい。担保方法と組み合わせて、確実な契約履行を促すための仕組みであり、これによって効果的な運用ができるようにしたい。詳細な仕組みについてはまだ検討が必要であるが、資料4-2に示すように、組織委員会は苦情を受け付けた上で、サプライヤー等とコミュニケーションを取りながら、問題が解決に向かうよう促していくこととしてい

る。また、この苦情処理のプロセスにおいて、国際的な有識者グループと連携することを検討している。現在、IHRB（人権とビジネス研究所）などがメガスポーツイベントと人権に関する有識者会合を立ち上げようとしており、ILO（国際労働機関）や ITUC（国際労働組合総連合）なども参加している。こうした動きと連携していけないかと考えているところ。先日、米国のワシントンDCでこれらの機関によるフォーラムが開催され、組織委員会からも田中部長が参加してきたので、その概要を紹介したい。米国国務省、スイス外務省、IHRB が主催となり、メガスポーツイベントと人権の国際フォーラムを開催。10月13日～14日にワシントンDCにある米国国務省の建物で行われた。昨年はいスイスのグリオンで開催され、今年で2回目。主な参加団体は、IHRB、ILO、Human Rights Watch、OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）、ITUC、BWI（国際建設林業労働組合連盟）、Shift、Amnesty International、Terre des Hommes、スポーツ界からはFIFA、Commonwealth Games Federation、放送関係でESPN、オリンピック関係は、IOC、ROCOG、Ergon など、100名程度が参加した。毎年2,000回を超えるスポーツイベントが開催され、イベント自体が大型化されているなか、特に、建設現場で働いている移民労働者や地域社会で生活している人々の生きる権利を侵害しているケースがある。例えば、2022年にカタールでFIFAのサッカーワールドカップが開催されるが、多くの季節移民労働者が会場施設建設で亡くなっている。こうした状況の中、東京はどうなっているのかといった声もあがっていることから、情報収集と我々の取組みの紹介のために参加した。この2日間の国際フォーラムを通じてビジネスと人権の有識者たちによる開催国政府やスポーツ団体、スポンサー企業への要求内容として、①企業だけではなく、IOC、組織委員会、FIFAなどによる人権侵害の事案が起きているという事実の理解。②サプライチェーンにおける各種問題に対処する仕組みの構築。③影響を受ける人（女性、子供、LGBT、スポーツ選手）の声を拾い上げるための救済スキームの構築。④過去大会で得られた知見を次の大会に伝授する仕組みの構築などがあった。東京2020大会の進捗状況については、フォーラムの二日目の「開催国や組織委員会の役割と責任は何か」というセッションで、Tokyo2020の持続可能性に配慮した運営計画全般と調達コードについて説明し、特にグリーンバンスメカニズムの構築について検討が始まったばかりとの情報も提供した。調達コードのパブコメについても説明し、ご意見をほしいとPRした。聴衆の評価としてはOHCHRやIHRBなど、人権のイニシアティブ団体からは連携してグリーンバンスメカニズムを構築していく姿勢に評価・賛同を得ることができ、また、2020年東京大会に向けて、今後、グリーンバンスメカニズムをどのように策定していくかに世界は注目していると感じた。2020年東京大会に対してビジネスと人権の活動をさらにレベルアップするよう期待があった。調達コードにおいては認証ありきの考え方でないことを説明した。その際、下からの声をしっかり拾うことができるグリーンバンスメカニズムの構築の重要性を我々は認識していることも併せて理解いただき、今後も引き続き、人権のイニ

シアティブ団体と連携して構築していくことへの協力依頼も行った。また、2020年前後に大きなスポーツイベントがアジア地域で開催されるため、日本がここ数年でしっかりとしたフレームワークを構築できるかどうか、世界はこちらが思っている以上に強い関心を寄せていると感じた。

調達コードの本文では、苦情処理システムが整備されることを簡単に言及するに留め、仕組みの詳細については、上記の有識者会合の動きと連携しつつ、事務局で検討したい。

(秋月) 今の説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

(富田) 苦情処理システムは必要不可欠な仕組みだと認識している。ただ今の案を見る ILO や ITUC の有識者が出てきて、調達コードと比べると話が急にハイレベルになった印象を受ける。有識者を活用するならば調達コード全体をレビューしてもらってはどうか。苦情の元は、基準に対して違反があったことに対する苦情であるため、基準自体がいい加減なものであれば無意味になってしまう。コードと苦情処理システムの水準を一定にそろえる必要がある。うまくいかなかった時、有識者から「基準が悪かった」と後で言われてしまう懸念もある。苦情処理システムに特化することには違和感があり、あまり管理をしっかりせず苦情処理で担保しようとしているように見えてしまう。ちゃんと管理せずに苦情処理に頼るような形になるのは本末転倒。本来的にはコードをいかに導入して、サプライヤーに守ってもらうかをきちんとやって、どうしてもカバーしきれない所を担保するのが苦情処理システムという概念だと思うので、基準と苦情処理システムのバランスを考えた方がよいのではないかと。今回提案された仕組み自体を否定はしないが、オリンピック・パラリンピックは短期的なイベントのため、何か問題が発覚して短期で解決を図ることは難しいのではないかと。苦情の指摘があった時には組織委員会が解体され仕組みがないということになるとメカニズムとしてほとんど有効でなくなってしまう。レガシーを考えるとなるべく既存のメカニズムを有効活用することが重要ではないか。先程厚労省から説明があったが、実際労働基準監督署のメカニズムが現存している。ただし、ベトナム語が対応していないという欠点の話もあった。であればなるべくベトナム語に対応できるように早く体制を作ってもらい、ワークしている仕組みを有効活用し、組織委員会としてもタイアップしていく、また、色々な NGO ともタイアップしていき枠組みを作っていく方が有効であり、実績もあるので、レガシーとしても永続的に使えることから、図の右側の有識者の仕組みも大事だが、左側でいかに既存のシステムを使いやっていくかという視点をしっかり位置づけていくことが大事だと思う。

(土井) 富田委員と裏返しの意見になるかと思うが、調達コードについては不安な面もあるが、一方で国際的な部分では ILO や ITUC といった正当性が高いところと連携するとなれば大きなことだと思う。メガスポートイベントと人権というエリアはここ数年

世界的な注目を集めていて、今後もメガスポーツイベントが続いていくことを考えると、何らかの連携がされると今後のメガスポーツイベントに対する大きなレガシーになっていくと思う。そして、それが何らかの連携に留まらず、効果的な連携になるとよい。先取りしたような形で検討しているということは東京オリンピック・パラリンピックを守ることにもなるし、今後に向けて大きな意味があるのではと思う。なので、確かに調達コードの内容も ILO、ITUC から見ても問題ないようなものにレベルアップする必要がある。苦情処理システムについても現段階ではホットラインでスタートするという部分に心配がある。法律家の視点で見ると、法律があっても裁判所のような執行していく所がないと法は有効に機能しない。よって、有効な苦情処理システムが必要だ。国連のビジネスと人権の指導原則にも苦情処理メカニズムが必要とされており、これがないと同原則に対応したと見られない。また、具体的に要件も書かれていて、「正当性がある」「アクセスができる」「予測可能である」「公平である」「透明性がある」「権利に矛盾しない」「持続的な学習の源になる」などがある。国際的な知見のある知り合いに現状のコードに書かれた苦情処理システムについて相談してみたところ、あまりにも何もかかれていないので、「予測可能である」に反しているのではないかとの意見だった。時間的な問題もあるが早急に国連の指導原則に従ったものを作っていくかといけなと思う。メカニズムをしっかり作っていく姿勢が予防にもつながるし、プロセスに透明性がないといけなと思うし、結果なども公表が必要だと思う。国内外の法律の遵守と持続可能性の観点から判断が示されるような第三者性のある独立した手続きになっていなくてはならないと思う。さらにロンドンの場合は外注していたが、組織委員会として判断を示していく形になっていくということが国際的にも期待されることだと思う。

(事務局) 補足として資料 4-3 でロンドン大会の調達コードの苦情の概要を紹介している。最終的に受け付けた苦情の件数は計 11 件であり、うち 2 件は調達コードの範囲外との扱い。残り 9 件は、中国、フィリピン、インドネシアの案件であり、全て労働条件に関するものだったとのこと。ロンドン大会では、Ergon 社という法人に対応を委託していた。こういったものも参考にしていきたいと思う。

(青山) 国際的な有識者のグループとどのように連携するか整理した方がよいと思う。個人的なイメージだが、コード違反があったとすればまず組織委員会が確認をした中で収めるものは収めるし、労働基準監督署といった強制力のある機関と連携して解決していくと思う。そういった基本的な流れがあり、そこにどうやって国際的な有識者を絡めていくかが見えやすくなると良いのではないか。また、事前の担保方法でなるべくチェックすべきとの話もあったが、理想的にはそうだが実際に組織委員会として回していけるかについてはよく検討した方がよいと感じた。

(秋月) この方向で検討していただき、具体的な内容については詰めていただければと思う。

## 5. 水産物の調達基準の検討について

(事務局) 資料 5-1、資料 5-2。9 月 8 日の回の WG でお示ししたたき台の修正版をお示したい。①については、担保措置を書いているという指摘を踏まえ、「免許・許可」は落としている。主旨としては、IUU 漁業により獲られたものではないということ。また、「漁業関係法令等に照らして」としているが、「等」には、FAO の行動規範や国際約束を含む。また、小西委員の御意見を踏まえ、内容の例に FAO の行動規範への準拠を追加している。②と③には小西委員の御意見を踏まえ、「科学的情報を踏まえ」と入れている。また、計画的な資源管理と生態系保全は重なる要素も多いため、まとめている。その代わり、②が天然、③が養殖と分けている。農や畜との横並びの指摘もあったので、養殖では食品安全の観点を追加し、餌や薬品の使用について触れている。天然水産物については、漁獲という行為においてこれに相当するものがない。また、小西委員の意見を踏まえ労働安全の項目を追加した。他方で、土井委員の意見にあった ILO の 2007 年の漁業労働条約と 2007 年の漁業労働勧告については、批准国が少なく未発効であり、我が国も未批准であるため、これの遵守を要件とすることは難しいと考えている。農・畜産物と同様に、既存の認証や計画制度との関係を表に整理した。労働安全については、MSC や MEL では直接の審査基準には入っていないが、労働安全を含め、一般的に法令遵守に問題があるような事業者は排除されていると理解しており、間接的に担保されていると推認できるのではないかと考えて△にしている。

(秋月) 今の説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

(小西) 科学的根拠等相当数取り入れていただき感謝する。ただ、「努める」「適切に行われる」「配慮されている」といった言葉だと何でもありだと思ってしまう。企業から見るとやらなくてよいように見えてしまう。②の生態系の保全についても「生態系の実効的保全に取り組んでいる」と変えてほしいと思う。また、①の後の具体例はきちっとしたものが入っているので、遵守するという言葉がそぐわないのであれば「以下のように行われていること」として具体例を記した方がよいと思う。また、低炭素の分野も含めて言葉を統一してもらいたいと思う。

(事務局) 表現については検討したいと思う。①②などの中身について補足をする、調達基準の本文については木材の調達基準と同様に、最初は「水産物としてはこの要件を満たすようなものを調達する」とし①から④を書いていく。他方で今書かれている具体例については、要件には直接書かずに別の形で示したいと考えている。

(小西) 木材の調達基準では FSC などの認証は満たすこととするといった書き方だったが、水産物の場合は基準に入らないということなのか。

(事務局) ここでは要件に相当しているものを示している。今日の議論と先程示した認証の関係を踏まえて、次回には木材と同じように、認証をどう活用していくか、認証がない場合どうするのかといった部分も併せて示す予定。

(小西) 資料 5-2 について、○とするにあたり、この項目の内容を 10 とした場合いくつ満たしたものが○としているのか。苦情処理があった時に認証を持っているものについても苦情はあると思うので、情報のトランスペアレンシーが大事だと思う。認証についてもどうやって審査しているのかという透明性の部分でもそれぞれの認証によっても違うことから、そこの項目立てもしてもらいたい。後で苦情処理もしやすいと思う。

(事務局) 表の○について、この項目の内容に相当するものが入っていれば○としている。これは検討の参考なのでこれ自体が直接調達基準に入るわけではない。調達基準の中で認証をどう位置付けていくかについての参考材料にしたいと思っている。透明性について、この表に並べて書くことは性格的に馴染まないと思っている。それぞれの認証の透明性に懸念があるとのことだが、水産物の特別委員で知見がある方がいれば説明をお願いしたい。

(中) 水産庁から補足したい。小西委員の発言は MSC と MEL を比較して透明性の面で違いがあるのではないかと、また、同列に扱うべきかという判断も含めての指摘だったと理解する。水産庁もそのあたりに問題意識を持っている中で MEL の協議会に確認をした。基本的には FAO のガイドラインが求めている透明性の部分について、ほぼ満たしているという説明を受けている。ただ水産庁としても説明を聞くだけでなく、知見を持った東京大学の先生に、エコラベル全般の活用について、輸出の拡大策として、海外で信頼して使ってもらえるにはどうすればよいかということを含めて検証をしている。そういう中身について検証の上で更に改善していく作業も進めているところ。事実関係として紹介させてもらおう。

(小西) 高橋弁護士の話にあったようにオリンピックを契機に認証も変わっていくことはよい事だと思う。審査のプロセスや第三者がきちっと審査しているような方向にしてくれるならそれはそれで良いと思う。ただ木材と同様に「認証を持っていれば満たしたことになる」という書き方になれば、より一層「適切に」「努める」でなく、しっかり書いてほしいと思う。

(富田) 今の書きぶりだと基準自体がもやっとしていて守っているか守っていないのかわからないように見えるので、次回までには担保方法を含めて明確化していった方がよい。先程山田氏の話で漁業関係の人権の問題があった。木材の調達基準でも地域住民といった人権の話を入れていたので、水産物の観点で労働者の人権労働については言及してもよいのではないかと思った。高橋弁護士から話があったリスクアプローチという観点からして、ここで言及しないのは無理がありそうな気がするし、共通基準で海外の漁業現場その他まできちんと担保できるかというところ、おそらくサプライチェーンの 2 段階先くらいまでだと思う。ここに明示しておかないとなかなか漁業現場まで到達しないのではと感じた。一方、認証の枠内にこの項目が入っていないため難しいとも思うが明示的に言及するかは検討した方がよいと思う。

(鬼武) 農産物、畜産物でも同じことを言ったが、資料 5-2 で食品安全で掲げていることは餌飼料の適正使用と医薬品の適正使用であり、これは飼料安全法と薬機法に基づいて守るということだと思う。それらに併せて食品衛生法もある中で、内容の例としてフードセーフティの観点から何がハザードかという例示をした方がよいと思う。Codex の Code of practice for fish and fishery products の中にも例示されている。例えば生物学的ハザードだと寄生虫、有害食中毒菌、ウイルス、フグ毒の問題など具体的に書かれている。天然魚であればバイオロジカルハザードについては一義的に押さえておいた方がよいと思う。化学的ハザードについては有機化合物、重金属の汚染を押さえる必要があると思う。また物理的ハザードについては、骨や殻が含まれてないようにすると具体的に書いてある。そういった事例をフードセーフティに入れないと事業者が何を求められているのかわからないと思うので、できたら入れてもらえればと思う。資料 5-1 の養殖業について書いているのが、水産医薬品意外を使わないのは当たり前のことだが、休薬期間を守れば基準値以下であればフードセーフティの観点から守られているので、「休薬期間等を守り」といった言葉を加えてもよいと思う。

(土井) 一般的に人権が抜けているように見えると思う。五輪がどのように考えているかというリプレゼンテーションになると思うので加えていただければと思う。ただ何を加えるかは思いつきで入れるべきではないので、ILO で専門家たちが合意した事項を引用するのが良いのではということで意見として ILO 条約を参照すべきであるという意見を提出してきた。しかしながら共通基準に入れるということするのであれば今日提出した調達コードの改正案の中で長時間労働の部分に書き入れた。今「違法な長時間労働は禁止」となっているが、農業、漁業、畜産などの労働者は労働時間の規制外であるので、長時間労働等の規制がない状態となってしまう。こうした労働時間規制の外にある労働者についても、規制を受ける労働者と同水準の労働管理をしなければいけないという趣旨の文言を入れないと、農業、漁業、畜産で働く労働者の長時間労働等の問題は個別基準にも共通基準にも入らないまま抜け落ちてしまうと思う。

(勝野) 人権に関するルールを食材の調達基準に入れるか共通基準でみるかという話が何度か出てきていて、一旦座長から「共通事項でみる」という整理がなされたと認識していた。食材の調達基準に特別なルールを入れるという事は、それに見合う特別な担保措置を共通基準とは別に置くということだと思う。なかなかそれは難しいのではないかと思う。結局は労働法令や労基署で見ていくことになり、仕組み自体は同じになってしまうのではないか。農畜水の中で特別な仕組みがあるかというとなかなか難しいと思う。提案は提案だと思うが、担保措置の設定の部分で難しいと思った。富田委員の方で何か特別な担保方法について提案があればご紹介いただければと思う。

(富田) 無理難題を押し付けるつもりはまったくないが、例えば海外の水産物を輸入している業者が実態をどのように確認して購入しているかということを示すだけでも報告してもらっただけでも担保の第一歩になると思う。どんな形で労働条件を確認しているか、

- 進んでいる業者であれば第三者監査を実施しているところもあるだろうし、そこまでいかなくても基準を要求している実態を購入しているかを確認するだけでもよいのではないか。本当に完璧に守られているかは別として、どんな管理を導入しているかということ、木材のような別紙として確認することはできるのではないかと考える。
- (事務局) 今までの意見について検討はしたいと思う。どう担保していくかという話の中で、認証ありきという話はしていないが、認証を積極的に活用していくことは考えていて、それを踏まえて資料 5-2 も示しているところ。事業者への分かりやすさということも含めて検討したいと思うし、認証を取っていて更にプラスアルファがないといけないとなった時、それが良いかということも議論があると思う中で検討の必要がある。また、リスクについてだが、今日特に意識していたのは山田氏が話していたタイの話だと思うが、ああいった話は海外で起きる話だと思う。輸入品というところでどんな扱いがあり得るのかという視点は考えたいと思う。
- (大森) 生産をする立場で発言したいと思う。天然水産物の基準についてだが、前回水産研究機構の大関委員から我が国の水産の実情を紹介していたが、欧米と異なり沿岸を高密度に使い多種多様な魚種を獲っている。これは日本の特徴的な漁業として歴史的にやってきている。管理の方法も、国、地方行政そして漁業者が相談しながら、どういう管理をすればよいかという事を位置づけながらやってきている。これが歴史を踏まえて実証されていきていることをご理解いただききたい。そういう意味で、沿岸の漁業者を含めた公的、自主的に資源・漁場が管理された水産物が提供されることが東京オリンピックの一つのレガシーに繋がるのではないかと考えている。労働の関係で漁業の実態としては天候にも左右される。また、漁場の形成は魚に聞いてみないとわからない。当然嵐の時は漁をしないので、天候が良くて、漁業ができていた時にある程度集約的に時間を使って漁獲をしなければならない。そういった時に通常の 9 時から 17 時までで業務を終わるわけにいかないという漁業の実態についてはご理解いただきたい。
- (小林) 先程のヒアリングの中で外国人実習生の話があったが、少なくとも漁業の場合は必ず管理組合を混ぜて組合と契約を結んで賃金の不払いなどないようにガチガチに固めている。むしろ漁業者の方からなぜここまでするのだと言われる程のことをしているのが現状。そこについては理解いただききたいと思う。
- (秋月) 例示も含めて書きぶりは検討したいと思う。引き続き意見があれば事務局へ連絡いただきたい。

## 6. 今後の予定について

- (事務局) 次回 WG については前回 11 月 14 日予定と申し上げたが、事務局の作業時間を考えると日程的に厳しいので、見直しているところ。近いうちに改めてご連絡したい。意見は 11 月 3 日 (木) までにほしい。内容としては、共通事項と食材の基準について



てパブコメにかける案をお示しする予定。

(富田) 全体の調達コードに対する意見について。気になっているのが、全般のところでは前は法令遵守だけでなく透明性、トレーサビリティといった文言が入っていたが今は無くなっていることが気になる。今日のヒアリングを踏まえて法令遵守に加えてデューデリジェンスということで透明性ないしは情報開示というところは全般に位置づける必要があるのではないかと思う。これまで加担の回避などわかりづらい表現だったのでデューデリジェンスを入れることで含まれるのではないか。もし書く場所が変えられるのであれば、4つの原則の中にそういった概念があってもよいと思うので、検討してほしい。

(事務局) 以前この基準を作る前に検討した配慮事項の文書の中でトレーサビリティ、透明性といった話はあった。ただそれは基準というよりは基準をどう担保していくかという部分にかかってくると考えていて、担保措置の中でそういった要素が入ったものを考えていこうということで整理した経緯がある。言葉として出てこないかもしれないが、そういった内容が反映、盛り込めていければと思う。

(小西) 最後の国産について。国産物の優先的選択はそのとおりだと思う。前提として調達基準の要素を満たした上で国産が優先的に調達されるということだと思うが、もう少しそれが見えるような書き方にしてほしい。